

## 障害者基幹相談支援センターの取組みについて

障害者基幹相談支援センター（以下、「基幹センター」という）は、障害のある方が地域で安心して生活できるよう、相談支援体制を強化するための機関として、令和2年7月に開設した。

従来の相談支援体制では対応が難しい支援困難ケースへの確実な介入と、継続的な支援の確保（支援者支援）を目的に、相談支援事業所等との「共同支援」、研修等の「人材育成」や市・区自立支援協議会等への参加による関係機関との「ネットワーク形成」にかかる取組みを実施している。

なお、基幹センターは、将来的に民間委託を想定しており、現在、委託に向けて求められる機能や運営に必要なノウハウの整理を行っている。

### 1 取組みの状況

#### (1) 相談支援事業所等との共同支援

既述のとおり、「支援困難ケース」への確実な介入と継続的な支援の確保を目的として、相談支援事業所等との共同支援を実施している。

例えば、チームケアが不十分で支援が途切れてしまっているようなケースに対しては、必要に応じて多角的な見立てやニーズ整理等をサポート、一連のケアマネジメント及びチーム形成の過程における不具合の修正にかかる支援を行っている。（直近の実施状況は下表のとおり）

【令和3年度（令和4年2月1日現在）】

依頼者	件数	障害種別
委託相談支援事業所	17	身体：1 精神：3 知的：3 発達：2 重複：8
指定特定相談支援事業所	5	精神：1 発達：1 重複：3
地域生活支援拠点	3	精神：2 重複：1
その他（※1）	8	身体：2 精神：1 発達：1 重複：1 診断なし（※2）：3

※1：ひきこもり地域支援センター 等

※2：ひきこもり、不登校 等

支援を実施するケースの傾向として、既存のサービスを利用できない方、あるいはサービスを利用しても生活上の問題の解決がなされない方が多い。

また、相談支援事業所等が対応に困難さ感じている背景には、ケースワーク過程におけるアセスメントが十分に行えず、課題設定がなされないため、プランニングにつながらないことが見受けられる。

<相談支援事業所が支援をする困難ケースに関する状況調査>

上記、「支援者支援」を効果的に実施するため、相談支援事業所における困難ケースの支援に係る課題の抽出・同定、支援の視点や手法を整理することを目的として、令和2年度に「相談支援事業者が支援をする困難ケースに関する状況調査」（以下、「調査」という）を実施した。

【内容】

(調査対象) 市内 16 委託相談支援事業所（以下、「委託」という）

(調査方法)

①調査票（委託・計画でのケース数、そこに占める困難ケース数、職員が感じる困難ケースの支援に係る問題点、困難さの強い上位 10 ケースの概要等）及び調査票に基づくヒアリング（上位 10 ケースに係る具体的な支援状況等）

②質的な分析の一環として、困難ケースの支援上重要な視点等についてグループインタビューを実施

(調査結果)

委託が支援している困難ケースの特徴として、障害特性だけではなく、多様な背景が互いに影響し合いながら困難な生活状況を形成していることが示された（表 1 参照）。

これらのケースの支援においては、多様な背景や文脈を見立て、新たな情報がもたらされる都度更新を続けていくことで、見立ても蓋然性を高めていくというサイクルを積み重ねていくことが欠かせない。

しかし、委託の現状として、計画相談支援に係る業務の増大等により困難ケースの支援に費やすことができる時間が圧迫され、さらに、障害児者への支援経験が豊富な職員が不足することにより、組織内での人材育成のレベルを保つことができないといった問題に直面している事業所があることが調査により明らかとなった。

<表 1 事例から見える困難ケースの特徴>

困難ケースの生活状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・金銭管理が困難であり、生活が立ち行かなかつたり、多重債務を抱えている。</li><li>・養護者の不適切な対応や搾取により、生活がままならなかつたり、精神的に不安定な状態となっている。</li><li>・ゴミ屋敷で不衛生な環境での生活を余儀なくされている。</li><li>・不登校やひきこもり状態が慢性的に続き、社会との接点を持っていない。</li><li>・対人トラブルや逸脱行動によって、逮捕や入院、強制退去、サービス中断を強いられ、地域での生活が継続できない。</li><li>・医療中断や病状の悪化により、精神科の入院を繰り返し、地域での生活が送れなくなっている。</li><li>・セルフケア能力の低さにより、自身の健康や安全な生活を保持することが困難。</li></ul>

困難ケースの生活状況の背景要因		
当事者の持つ特性	当事者を取り巻く環境	支援者が感じる困難さ
<ul style="list-style-type: none"><li>・感情抑制ができず、容易に攻撃的な言動に至る</li><li>・社会的スキルや生活能力の低さ</li><li>・言語的コミュニケーションの困難さや新奇場面への不安の強さ</li><li>・周囲には理解されにくい独特な捉え方や世界観</li><li>・現実検討の困難さ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭内に複数の要援護者が存在している</li><li>・身近にサポート可能な家族等が不在の状態</li><li>・家族の関係性の不和</li><li>・フォーマル、インフォーマルな資源の理解や対応力の不足</li><li>・家族の障害受容の困難さや障害理解の不足による適切ではない対応</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・サービスを拒否する、あるいはサービスを導入しても生活問題が解決しない</li><li>・困難さの背景要因に関する見立ての難しさ</li><li>・支援チームの形成に係る支援方針の共有とそこに基づく役割の設定が困難である</li></ul>

<合同ケースレビューおよび勉強会（令和3年度）>

令和2年度に実施した調査結果から、困難ケースの支援における課題は幅広いものがあるが、限られた時間の中で、支援をより効果的かつ効率的に展開できるよう支援能力の向上を図る必要がある。そのため、組織を超え、総合的かつ多角的な視点から具体的な事例について、実践的なアドバイスや示唆を得ることができる機会を確保、拡充することを目的として、委託相談支援事業所等と共同支援を行う困難ケース等について、合同ケースレビュー及び勉強会（事例検討会）を実施している。

（実施方法）

- ・支援の進捗状況（見立て、支援の方針に基づき実施した支援の内容や支援対象者の反応、新たな情報に基づき修正を施した見立て、支援方針等）を共有する。
- ・ケースレビューを通じて困難な状況に至る背景について、より詳細な検討を要するケースを勉強会（事例検討会）で取扱う。
- ・令和3年度については、精神科医師にSV（スーパーヴァイズ）を依頼し、主に本人の障害特性や精神医学的な観点からケースの見立て等に関する実践的な助言を得た。なお、勉強会（事例検討会）で取り扱われるケースは、障害特性だけではなく、家族関係や生活状況等多様な要因が背景にある。そのため、生活視点からその方に影響している問題を査定し、見立ての蓋然性をより高める必要があると考えられたことを踏まえ、次年度からはソーシャルワーカーにもSVを依頼し、生活視点からの助言を得る予定である。

(2) 人材育成

各種研修会の企画・実施への参画を通じ、本市における相談支援にかかる人材育成に取り組んでいる。

① 計画相談支援実務担当者研修会の開催

指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所（委託相談支援事業所含む）の相談支援専門員が、相談支援実務の基本を押さえつつ、安定的に事業を運営していくための基盤づくりの一助となるよう実施している。

【令和2年度】

内容：「計画相談を行う上で大切なこと ～なぜアセスメントが必要か～」  
講師：認定特定非営利活動法人アフタースクールばるけあ  
高橋 壮 氏  
参加者：21名

【令和3年度】

テーマ：いきいきと相談支援を続けていくために～相談支援の実践と事業運営の工夫～  
内容①：「相談支援専門員としての理念」  
講師①：一般社団法人 宮城・仙台障害者相談支援従事者協会 代表 福地 慎治 氏  
（一般社団法人 IGNAL 障害者相談支援センター ゆあらいふ管理者）  
内容②：「相談支援の実践から報酬請求へのつながり ～事業運営の工夫など含めて～」  
講師②：一般社団法人 思箭 相談支援事業所おもいやライフ  
代表理事 李 暁冬 氏

② 仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修への参画

障害者相談支援従事者を対象として「仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修」を各区自立支援協議会より推薦された委員、各公所職員と協働で企画・実施した。

③ 宮城県障害者相談支援従事者研修の調整・課題実習への対応

「宮城県相談支援従事者初任者研修」の受講者の演習および実習について、関係機関との調整や、課題実習について、委託相談支援事業所、主任相談支援専門員と共に対応した。

(3) ネットワーク形成

市及び区自立支援協議会への参加や障害分野を超えた関係機関との連携に向けて、下記取組みを実施している。

① 市・区自立支援協議会への参加

評価・研修部会、地域部会に委員として参加。各区自立支援協議会へは、運営会議や相談支援事業所等連絡会、ネットワーク会議等に必要に応じて参加している。

② ひきこもり支援連絡協議会／ひきこもり地域相談会への参画

- ・ひきこもり支援連絡協議会には、障害者支援課とともに事務局として参画。ひきこもり事例の検討においては、主にひきこもりに至る背景や人物像の見立てを実施している。
- ・ひきこもり地域相談会は、ひきこもり地域支援センターの相談事業の一環として開催しており、ひきこもり者の抱える多様な背景を鑑み、基幹センターからも相談員として職員を派遣している。

③ 地域生活支援拠点や関係機関との連携

- ・地域生活支援拠点については、個別事例の共同支援のほか、地域生活支援拠点運営会議に事務局として参加するなど、支援にかかる視点や認識、見立てや支援方針等について共有を図っている。
- ・その他の関係機関については、役割や具体的な活動状況の把握のため、本市の各種委託事業所管課（発達相談支援センター、高齢企画課、社会課等）又は、受託者（仙台エコー医療療育センター等）と情報共有を実施した内容を踏まえて、連携の在り方について検討している。

## 2 今後の取組みについて

これまでの実施状況を振り返り、引き続き「支援者支援」のあり方について整理を行いながら、相談支援事業所等との共同支援や合同ケースレビューおよび勉強会、人材育成に係る研修会の開催や企画・運営への参画、ネットワーク形成を意識した取組みを継続する。

また、基幹センターにおいて主催する「計画相談支援実務者研修会」等の「人材育成」の取組みを効果的に実施するため、指定特定相談支援事業所を対象に事業所の運営、ケース支援にかかる課題などの実態を把握することを目的とした「実態調査」を実施する。